

【一般社団法人静岡法人会 会費規程】

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡法人会(以下「本会」という。)定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び金額)

第2条 会費の年額は、会員種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1)正会員は、次表のとおりとする。

資本金等	年会費
500万円未満	3,000円
500万円以上 1,000万円未満	7,000円
1,000万円以上 5,000万円未満	12,000円
5,000万円以上 1億円未満	16,000円
1億円以上	35,000円
正会員である基幹法人のグループ子会社	3,000円
資本金(出資金)のない法人	(3,000円～35,000円)
従事員が50人未満	3,000円
50人以上 100人未満	7,000円
100人以上 1,000人未満	16,000円
1,000人以上	35,000円

(2)賛助会員は、一律3,000円とする。

(3)「グループ子会社」の特例

基幹法人と「所在地」「代表者」が同一で、かつ、情報誌・行事案内等の配付を一切不要とする子会社の会費は無料とすることができる。

(この場合、基幹法人の会費はグループ内での最高資本金会社の資本金額によって算定し、当該子会社は「賛助会員」とみなす。)

(会費の納入方法)

第3条 会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1)口座振替

毎年、5月15日(休日の場合は翌営業日)に、届出の金融機関の口座から口座振替により納付する。

(2)振込納付

毎年4月に、会員宛に送付する払込通知書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(中途入会の会費)

第4条 事業年度の中途に入会した会員の入会初年度の会費の額は、入会月に応じて年額に次の割合を乗じた金額(100円未満切り捨て)とする。

入会月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
割合	3/4	2/4	1/4	0/4

(改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年5月21日総会決議)

一般社団法人静岡法人会 定款(抄)

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1)正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した静岡税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む。)

(2)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人(管内に所在する法人を除く。)及び法人の事業所(管内に所在するものに限る。)並びに総会において別に定める規程により賛助会員とみなされた法人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会届により申込みをしなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

【新会費規程会員種別判定表】

※平成25年4月からはこの新規程によって会員種別がわかります。

